

# 「未利用口座管理手数料」の取扱いについて

長岡信用金庫

当金庫では、長期間ご利用のない口座に未利用口座管理手数料を適用させていただきます。同手数料の詳細は次のとおりとなりますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 未利用口座となる口座

- ・最後のお預入れまたは払い戻し（該当口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れや払い戻しがない普通預金口座（決済用普通預金口座を含みます。）、定期性総合口座（決済用普通預金口座を含みます。）、貯蓄預金口座を未利用口座としてお取扱いします。

## 2. 未利用口座管理手数料について

- ・未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。
  - ・ご案内を差し上げてから一定期間（約3ヵ月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（消費税別）の手数料をご負担いただきます。
  - ・ただし次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。
    - （1）該当未利用口座の残高が1万円以上である場合
    - （2）同一お取引店に定期性預金、国債、投資信託、保険、出資金等のお取引がある場合
    - （3）同一お取引店に融資取引（当座貸越を含みます。）がある場合
- ※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

## 3. 口座の自動解約について

- ・お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、お客さまの口座残高をもって、未利用口座管理手数料の一部とさせていただきます、同口座を解約させていただきます。
- ・一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。
  - ※お客さまの口座残高以上のご負担はございません。
  - ※口座を自動解約させていただいた後のお客さまのお手続きは一切ございません。
  - ※口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当金庫は責任を負わないものとします。

## 4. 未利用口座からの未利用口座管理手数料をいただくまでの流れについて

- ・未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客さまへ、事前にお届けのご住所にご案内文書を差し上げます。
- ・このご案内文書により、口座をご確認いただき、再度ご利用いただくか、ご利用のない場合はご解約されることをお勧めします。
  - ※ご案内文書を差し上げて一定期間（約3ヵ月）以内に、再度ご利用いただくか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。
- ・ご案内文書を差し上げて一定期間（約3ヵ月）経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きがない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料の引落しをさせていただきます。
  - ※送付しましたご案内文書が延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

未利用口座管理手数料の取扱いについて変更がある場合は、当金庫ホームページ等でお知らせします。

以上  
(令和4年4月1日現在)